

平成 27 年度当初予算 施策 取組概要

152 廃棄物総合対策の推進

(主担当部局：環境生活部)

- 15201 ごみゼロ社会づくりの推進 (環境生活部)
- 15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進 (環境生活部)
- 15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の
是正の推進 (環境生活部)

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物(生ごみ等)の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
廃棄物の最終処分量	/	352 千トン 以下 (23 年度)	338 千トン 以下 (24 年度)	323 千トン 以下 (25 年度)		306 千トン 以下 (26 年度)
	360 千トン (22 年度)	345 千トン (23 年度)	323 千トン (24 年度)			/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
27 年度目標値の考え方 (みえ県民カビジョン記載内容を転記)	一般廃棄物の最終処分量は過去の推移と今後の廃棄物処理施設の整備状況をふまえて将来推計し、目標値を設置しました。 一方、産業廃棄物の最終処分量は、平成 22 年度の現状値をもとに、廃棄物処理計画で設定した目標値の考え方をふまえ、目標設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15201 ごみゼロ社会づくりの推進(環境生活部廃棄物対策局)	1 人 1 日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	/	951 g/人・日 以下 (23 年度)	939 g/人・日 以下 (24 年度)	926 g/人・日 以下 (25 年度)		913 g/人・日 以下 (26 年度)
		966 g/人・日 (22 年度)	967 g/人・日 (23 年度)	976 g/人・日 (24 年度)			/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の再生利用率		39.2% (23年度)	41.5% (24年度)	41.8% (25年度)		42.2% (26年度)
		36.9% (22年度)	41.1% (23年度)	41.8% (24年度)			
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の不法投棄総量		440トン以下	370トン以下	370トン以下		370トン以下
		462トン (22年度)	150トン	623トン			

進捗状況（現状と課題）

- ①平成 23 年 3 月に策定した三重県廃棄物処理計画に基づき、ごみゼロ社会の実現、産業廃棄物の 3 R の推進および適正処理の確保、産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理是正の推進について取組を進めています。廃棄物処理計画は 5 年ごとに策定する必要があります。
- ②南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における災害廃棄物処理を円滑に実施するため、「三重県災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定に取り組んでいます。計画策定にあたってはその実効性を確保するため、民間事業者の活用や広域的な処理体制の整備等について、検討を進めていく必要があります。また、市町災害廃棄物処理計画の策定に向け各市町と個別に調整するとともに県計画と整合を図っていく必要があります。
- ③ごみゼロ社会の実現に向けた取組として、市町におけるごみ処理の現状把握や市町と協働して子どもたちの「もったいない」意識の醸成を図るための啓発事業を実施したほか、NPO 等団体に講座で使用する「もったいない名人」テキストを提供しました。また、主に幼児向けの啓発ツールとして活用するため、もったいないをテーマにした「もったいないかみしばい」の募集を行いました。今後も、市町の取組に支援をするとともに、さまざまな啓発ツールを活用した取組を進める必要があります。
- ④RDF 焼却・発電事業について、安全で安定した RDF の処理に努めるとともに、市町等における、事業終了後のごみ処理体制について、情報提供や市町等の設置する委員会等に参画するなど、市町等の取組を支援しています。RDF 焼却・発電事業終了後も市町等のごみ処理が円滑に進むよう市町と一体となって取り組む必要があります。
- ⑤産業廃棄物の適正処理を推進するため、環境技術指導員が多量排出事業者等を訪問し、電子マネーフェストおよび優良認定業者を活用するよう普及啓発を行っています。排出事業者の処理責任の徹底に向け、引き続き普及啓発を行う必要があります。
- ⑥廃棄物系バイオマスの再資源化事業について、県内 2 地域で関係者（行政、排出事業者、処理業者、農家等）による地域協議会を設置し、実証実験の実施に関する調整を行っています。今後は、関係者間の情報共有や連携の促進を図るとともに、県内の廃棄物系バイオマスの利活用事例に関する情報収集を行っていく必要があります。
- ⑦産業廃棄物の不適正処理に対しては、事案ごとに優先順位を設定し、効率的な監視活動を実施するとともに、改善命令や許可取消などの行政処分を行うほか、土地所有者に対し撤去協力要請を行うなど厳正に対処しています。また、不法投棄等の未然防止・早期発見を推進するため、市町や各団体等との連携を強化するとともに、民間パトロールや監視カメラを活用し、間隙のない監視を行っています。今後も、さまざまな主体との連携を進め、不法投棄を許さない社会づくりを進める必要があります。

- ⑧産業廃棄物が不適正処理された4事案について、恒久対策に係る実施計画に基づき、工事を行っています。産廃特措法の期限である平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

平成27年度の取組方向

環境生活部

- ①平成27年度に三重県廃棄物処理計画の計画期間が終了するため、国の基本方針、県内の廃棄物の現状や課題をふまえて、新たな計画を策定します。
- ②環境省が主催する「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に積極的に参加し、国および各県との連携による円滑な広域処理体制の構築をめざします。また、県および市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、関係者間で広域処理体制整備のための連絡会を設置し、情報共有や人材育成のための教育訓練に取り組むとともに、個別課題（有害廃棄物対策、事業継続計画等）に対応するためのマニュアルを整備します。
- ③ごみゼロ社会の実現に向けた取組として、引き続き、出前授業を実施していくほか、効果的な普及のための教材の検討や、市町における廃棄物処理システムの最適化のためのツール（廃棄物会計、ごみ処理カルテ）の活用を働きかけていきます。
- ④RDF焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町の委員会等に参画し、市町とともに広域処理の枠組みや処理方式等の具体的な検討を進めていきます。
- ⑤環境技術指導員が多量排出事業者等を個別に訪問し、電子マニフェストおよび優良認定業者の活用が進んでいない業界を中心に働きかけを行うとともに、電子マニフェストシステムに加入した事業者での活用が進むようフォローを行うなど、排出事業者の処理責任の徹底に向けた取組を促進します。
- ⑥県内2地域における地域協議会の成果や実証実験で検証された結果等を関係者で共有するとともに、廃棄物系バイオマスの再資源化を促進するため、県内の市町や事業者に情報提供していきます。
- ⑦産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見のため、引き続き、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの継続活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、民間事業者等と新たに協定を締結するなど、市町、県内自主活動団体等さまざまな主体との連携を強化し、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑧産業廃棄物が不適正処理された4事案について、平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していきます。なお、工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

環境生活部・企業庁

- ⑨RDF焼却・発電事業については、市町のごみ処理が円滑に進むよう引き続き安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行います。

主な事業

- ① 産業廃棄物適正処理推進事業【基本事業名：15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進】
予算額：(26) 30,430千円 → (27) 47,248千円
事業概要：廃棄物の3Rと適正処理を推進するため、国の基本方針をふまえ、一般廃棄物を含めた総合的な廃棄物処理計画を策定します。また、産業廃棄物の発生や処理実態の把握・分析を実施するとともに、廃棄物系バイオマスを含めた再資源化を促進します。
- ② 災害廃棄物適正処理促進事業【基本事業名：15201 ごみゼロ社会づくりの推進】
予算額：(26) 18,925千円 → (27) 18,121千円
事業概要：大規模災害時の廃棄物処理を円滑に進めるため、災害廃棄物の具体的な処理手順の調査・検討、発災時の迅速な処理体制の構築、災害廃棄物処理に精通した人材の育成を行うとともに、有識者で構成するアドバイザーボードを設置します。
- ③ 「ごみゼロ社会」実現推進事業【基本事業名：15201 ごみゼロ社会づくりの推進】
予算額：(26) 5,507千円 → (27) 13,297千円
事業概要：ごみゼロ社会の実現に向けて普及啓発を行うとともに、ごみゼロ社会実現プランの中間目標年度となることから、中期目標の達成度を評価するため県民アンケート調査を実施します。
- ④ 産業廃棄物処理責任の徹底促進事業【基本事業名：15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進】
予算額：(26) 23,355千円 → (27) 28,113千円
事業概要：産業廃棄物の適正処理の確保に向け、多量排出事業者を対象とした個別訪問等に加え、電子 manifests の普及促進のため、ICカードとスマートフォンを組み合わせた新しい方法についてモデル的な取組を行います。
- ⑤ 不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業【基本事業名：15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進】
予算額：(26) 23,938千円 → (27) 17,913千円
事業概要：不法投棄の未然防止や早期発見を進めるため、市町、事業者、地域の活動団体等と連携した事業の実施や不法投棄監視カメラの活用等を行うとともに、不法投棄を許さない社会づくりに向けて、関係者間で連携した取組を進めるための対話を行うなどにより不法投棄等の防止に関する意識向上と自主的な監視活動の定着化を図ります。
- ⑥ 環境修復事業【基本事業名：15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進】
予算額：(26) 2,795,219千円 → (27) 3,795,953千円
事業概要：生活環境保全上の支障等のある4つの産業廃棄物不適正処理事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)について、産廃特措法に基づく国の支援を得て恒久対策を実施していきます。